

福岡県公報

平成二十九年六月九日
第三千八百九十九号
増刊
①

目次

規則(第二十一号)

○福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………七

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正

(市町村支援課) ……………七

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………七

規則

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年六月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十三条第四項」を「第十三条第七項」に改める。

第二十一条中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第五号」に改める。

第二十七条第二項中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第二十九条の五中「加え、又は加えさせ」を「行い、又は行わせ」に改める。

第二十九条の八中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

様式第二十一号の十七付表四を次のように改める。

付表4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市							
	連絡先	電話番号					FAX番号		
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー)			
	氏名				住所				
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称		兼務する職種及び勤務時間等				
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号				
児童発達支援管理専任者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー)			
	氏名								
従業者の職種・員数		児童指導員		保育士		児童発達支援管理責任者		機能訓練担当職員	
従業者数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤(人)								
備考									
基準上の必要人数(人)									
従業者数	常勤(人)	障害福祉サービス経験者		嘱託医		看護師		その他	
	非常勤(人)	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従
備考									
基準上の必要人数(人)									
設備		指導訓練室				有 ・ 無			
主な掲示事項									
営業日									
営業時間		サービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ :)							
利用定員		人							
利用料									
その他の費用									
実施サービス		送迎サービス		有 ・ 無					
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況			している・していない				
		苦情解決の措置概要			窓口(連絡先)		担当者		
		その他							
多機能型実施の有無		有 ・ 無							
一体的に管理運営される他の事業所									
添付書類		別添のとおり(定款及び登記簿謄本又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表) 利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規他参考になるもの 障害児通所給付費の請求に関する事項							

(備考)

- 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要値」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「併設する施設の名称及び概要」欄には、施設の目的及び提供するサービスの内容等を記載してください。
- 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 「その他の費用」欄には、入所児又は保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。

様式第二十一号の十七付表六一二を次のように改める。

付表6-2



受付番号

従 業 者 の 職 種 ・ 員 数																
			児童発達支援 管理責任者		医師 (嘱託医含む)		児童指導員		保育士		指導員		看護師		障害福祉 サービス 経験者	
			専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務
合計	従業者数	常勤(人)														
		非常勤(人)														
	備考															
	基準上の必要人数(人)															
主たる 事業所	従業者数	常勤(人)														
		非常勤(人)														
	備考															
	基準上の必要人数(人)															
従たる 事業所	従業者数	常勤(人)														
		非常勤(人)														
	備考															
	基準上の必要人数(人)															
			理学療法士又は 作業療法士		言語聴覚士		機能訓練担当 職員		訪問支援員		栄養士		調理員			
			専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務		
合計	従業者数	常勤(人)														
		非常勤(人)														
	常勤換算後の人数(人)															
	基準上の必要人数(人)															
主たる 事業所	従業者数	常勤(人)														
		非常勤(人)														
	常勤換算後の人数(人)															
	基準上の必要人数(人)															
従たる 事業所	従業者数	常勤(人)														
		非常勤(人)														
	常勤換算後の人数(人)															
	基準上の必要人数(人)															

(備考)

- 「受付番号」「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付してください。
- 児童発達支援又は放課後等デイサービスに単位を導入する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別業にサービス単位ごとの定員を記載してください。

様式第三十一号を次のように改める。

様式第31号(第27条関係)

里親の状況変更報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

里親住 所

氏 名

印

里親の状況に下記のとおり変更を生じたので、児童福祉法施行細則第27条第1項の規定により報告します。

記

注 住所変更、里親の死亡、資産の激減、失職その他児童に与える影響が大である場合は詳細に報告すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十一号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表久留米市の項中

東国分校区コミュニティセンター	〃 国分町七四一
東国分校区コミュニティセンター	〃 国分町四六二番地九

を

に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第五十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正（平成二十九年三月福岡県選挙管理委員会告示第二十五号）は、記載内容に誤りがあったため、取り消す。

平成二十九年六月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

介護付有料老人ホームあべやま	〃 湯川四一二一―二五
特別養護老人ホームひびき荘	〃 若松区大字安屋三三一〇―三

を

介護付有料老人ホームあべやま	〃 湯川四一二一―二五
養護老人ホーム長寿園	〃 徳力四一三三―二
特別養護老人ホームひびき荘	〃 若松区大字安屋三三一〇―三

に、

介護付有料老人ホームクレアール	〃 町上津役東二一―二三
社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会養護老人ホーム長寿園	〃 戸畑区中原西二丁目二番二二号
特別養護老人ホーム戸畑大谷園	〃 西大谷一六―二二

を

介護付有料老人ホームクレアール	〃 町上津役東二一―二三
特別養護老人ホーム戸畑大谷園	〃 戸畑区西大谷一六―二二

に、

特別養護老人ホーム多田の里愛夢	〃 多田三〇九―一一
特別養護老人ホーム第二いずみ苑	〃 庄司二〇〇三―四

を

特別養護老人ホーム多田の里愛夢 (ユニット)	特別養護老人ホーム多田の里愛夢
ク 庄司二〇〇三―四	ク 多田三〇九―一

に改める。